

福岡県地球温暖化対策ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本県における地球温暖化対策を推進するために制定した「福岡県地球温暖化対策ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の使用について必要な事項を定めるものである。

(マークのデザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(マークの使用制限)

第3条 ロゴマークは、福岡県のほか、次の各号に掲げるもの以外は使用することができない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人その他の公益を目的とする組織体
- (2) 福岡県地球温暖化防止活動推進センター
- (3) エコ事業所登録事業所
- (4) 福岡県環境部から共催又は公園の承諾を受けた各種行事の主催者。ただし、福岡県から共催及び後援の承諾を受けた行事に限り、ロゴマークを使用することができる。
- (5) その他知事が認めた者

(マークの使用方法)

第4条 前条各号に掲げる者は、ロゴマークを無償で使用することができる。ただし、次のような使用をすることはできない。

- (1) 募金活動と結びつけて使用すること
 - (2) 提供する商品やサービスの品質を担保・照明するものとして使用すること
 - (3) 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
- 2 ロゴマークの色は原則として別図に定める指定のカラーを使用するものとする。ただし、印刷物等の使用によりそれにより難い場合は、別途福岡県と協議を行うものとする。
- 3 ロゴマークの図形を変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）して、使用してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、別途福岡県と協議を行うものとする。

(苦情の処理)

第5条 ロゴマーク使用者は、その使用に関し、苦情があった場合には責任を持つてその処理に当たらなければならない。

(報告)

第6条 知事は、ロゴマーク使用者に対して、必要に応じてその作成及び使用状況等について報告を求めることができる。

(使用の禁止)

第7条 知事は、第3条各号に掲げるもの以外の者、又は第4条の使用方法に従わずにロゴマークを使用する者に対して、使用物件の回収を求めるなど必要な処置をとるものとする。

(その他)

第8条 ロゴマークの運用に関する事務は、福岡県環境部環境保全課において行う。

2 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年1月28日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(カラー)

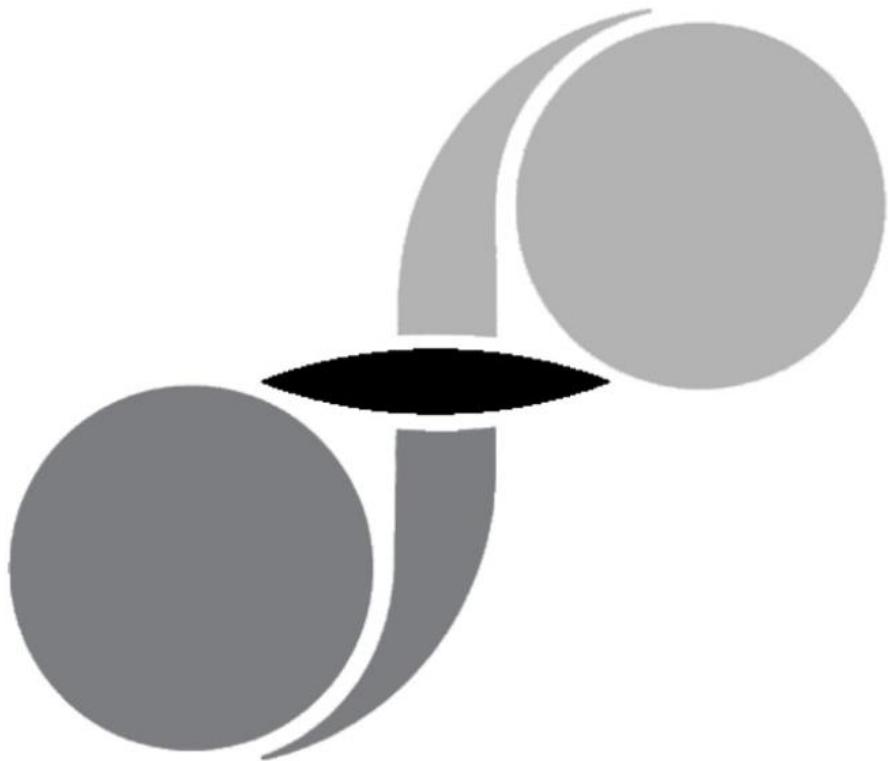


福岡県地球温暖化対策



※ 地球（左下）が太陽（右上）に救いを求める、太陽が地球に手を差しのべている姿を、福岡県の頭文字「f」を用いて表現

(白黒)



福岡県地球温暖化対策



K65%



K100%



K40%